

提出内容

受付番号： 620221018000005627
提出日時： 2021年10月4日14時31分

案件番号： 620221018
案件名： エネルギー基本計画（案）に対する意見の募集について
所管省庁・部局名等： 資源エネルギー庁長官官房総務課 パブリックコメント受付担当宛
意見・情報受付開始日時： 2021年9月3日15時0分
意見・情報受付締切日時： 2021年10月4日23時59分

郵便番号： 164-0011
住所： 東京都中野区中央2-4 8-4 小倉ビル1F
氏名： NPO法人原子力資料情報室（担当：松久保肇）
連絡先電話番号： --
連絡先メールアドレス： matsukubo@cnic.jp

提出意見：

- ・ 該当箇所：143行目から147行目について
- ・ 意見内容：温室効果ガス削減目標は60%にするべき
- ・ 理由：この目標は過去の目標に比べて改善されており、評価する。ただし、1.5度目標を達成するための炭素予算を考えると、46%という削減目標では不足している。省エネによるエネルギー消費量のさらなる削減により60%削減を目指すべき。

- ・ 該当箇所：212行目から217行目、2105行目から2107行目
- ・ 意見内容：福島県の避難者数は3.5万人を超える。修正するべき。
- ・ 理由：「2021年3月時点で2.2万人の被災者が、事故の影響により避難対象となっており」とあるが、復興庁「避難者数の推移」によれば、福島県の避難者数は県内・県外合わせて3.5万人を超える。統計上では不明な自主避難者を含めると、避難者は更に増加する。避難者数を避難指示区域に限定することで事故の被害を矮小化するべきではない。事故から10年が経過して今なお、このような状況であることを、原子力の監督官庁であった経済産業省はより深刻に受け止めるべきだ。

- ・ 該当箇所：「福島第一原発の廃炉：オンサイト」（225行目以降）
- ・ 意見内容：オンサイトの前向きな状況ばかり書くのではなく、計画が大幅に遅延していることへの受け止めと対処をどうするのかを記述すべき。

提出内容

- ・ 該当箇所：「福島復興・再生：オフサイト」（246行目以降）、2199行目から2207行目

- ・ 意見内容：原発ADRの打ち切りが東電の和解拒否で増加している問題をどうするのか。

- ・ 理由：ADRでは、東京電力が仲介案を拒否し、打ちきりになることが相次いだ。集団訴訟での敗訴も相次いでいる。これは東京電力が損害賠償の事実上の値引きを行っていることにほかならない。これでは被害者保護に万全を期することにならない。東京電力の株式の過半数を受け入れている国は、この方針を認めているのか。

- ・ 該当箇所：335行目から337行目

- ・ 意見内容：中国の新5カ年計画でのエネルギー開発における原子力の優先順位は低い。記述を改めるべき

- ・ 理由：中国の第14次五カ年計画にかんして「新たなエネルギー源の開発を推進する方針」の代表例として原子力を上げるのは誤りである。計画では風力・太陽光についての記述、ついで水力、原子力と並んでいる。事実は事実として踏まえるべきだ。また、中国における大規模な排出権取引市場の導入についても紹介するべき。

- ・ 該当箇所：418行目から425行目

- ・ 意見内容：他人事のように中国の台頭を記しているが、かつて太陽光パネル首位を走っていた日本がここまでに至った大きな要因は経産省の産業政策の誤りにあるのではないか。この反省をふまえてどのようにするのか、記述があって然るべき。

- ・ 該当箇所：465行目から469行目、3097行目から3106行目

- ・ 意見内容：LNG偏重リスクだけでなく、原子力リスクも顕在化した。関西電力で再稼働済み原発が想定外の長期停止になったことにより、電力供給に支障が生じた。

理由：2020年12月~2021年1月にかけての需給逼迫を電力需要の増加に帰責するのは誤りである。過去5年程度でみると、2020年12月~2021年1月の電力需要が突出して多いとは言えない。むしろ、大手電力が原発に巨額の改修費・維持費を投じてきた結果、他電源へ投資する余裕・理由を失っている中で、老朽化火力の廃止が相次いでいたことが構造的な要因だ。電気料金で回収できるからと10年間稼働しない電源に巨額の資本と人員を無為に投じてきた大手電力と、その状況を認めてきた経産省は猛省すべきだ。現実を受け入れ、長期間再稼働していない電源に対しては早期の廃止を促す措置を設けるべきだ。また、当時の状況としては、複数の火力の停止、LNGの延着などがあり、さらに関西電力の原発の想定外の停止があいまって電力供給に支障が生じたことも認めるべきだ。原発の想定外停止リスクを踏まえた供給力確保策を検討するべきだ。

- ・ 該当箇所：493行目から495行目

- ・ 意見内容：市場環境整備のためにも脱原発の方針を示すべき

提出内容

- ・理由：稼働できない原子力がいつまでも電源構成の中に入っている事自体が、他電源への投資を回避させる要因となっている。早急に動かない原発の廃止を決めるべき。

- ・該当箇所：576行目から580行目

- ・意見内容：製造原価にしめる電力関連コストは大きくない。製造業等の海外移転理由として電気料金は大きな異要因ではない。

- ・理由：支出に占める電力関連コストは大きくない。低コストでのエネルギー供給も重要だが、むしろエネルギー消費量の削減による電力関連コスト削減こそが、カーボンニュートラルを図る上でも重要な課題となる。その点をより強調するべき

- ・該当箇所：664行目から667行目、769行目から776行目

- ・意見内容：「原子力・CO₂回収前提の火力発電を30～40%程度」は達成不可能な目標である。削除するべき。またCCUSにどこまで投資できるのかの見極めを示すべき

- ・理由：CCUS前提の火力に現実味はない。二酸化炭素をどこが引き取るのか。国内適地は限定的である。新增設のない中、原子力は極めて限定的な規模となることは現時点で明らかだ。また、CCUSに投資することで、サンクコストの誤謬に陥らないようにするべき。

- ・該当箇所：735行目から741行目

- ・意見内容：新型炉、バックエンド問題解決に向けた技術開発は諦めるべき。

- ・理由：コスト制約が存在しなければ、あらゆる選択肢を検討することも理論上、存在するが、現実にコスト・時間制約が存在する。過去、手厚く保護されてきたにもかかわらず、未だに原子力の安全性・バックエンド問題、コストなど多くの問題は未解決で、もはや原子力は巨大な座礁資産となっている。

- ・該当箇所：1065行目から1069行目、1095行目から1099行目

- ・意見内容：原子力は不安定電源である

- ・理由：原発は1基あたり100万kWを超えるものもある大型電源で、計画外停止が発生すると電力安定供給に大きな影響を与えうる。ところが、過去、何度も単一要因で複数の原発が同時に停止してきた。たとえば、東日本大震災で女川原発、福島第一・第二、東海第二が停止、中越沖地震で柏崎刈羽原発が停止した。また、2020年冬に電力の需給逼迫が発生したが、当時、関西電力で原発の定期点検が長期化し、計画では2~3基稼働しているはずが0~1基にとどまった。これも定期点検中の原発で見つかった問題を水平展開した結果起きた長期化だった。現在、電力需要が減少していることもあり、各社ともに燃料は豊富に抱えておらず、結果、こうした電源脱落が発生した場合、大規模な停電が長期にわたって続くリスクが存在する。

- ・該当箇所：687行目から692行目

- ・意見内容：「必要な規模を持続的に活用していく」方針は、原発依存度低減と矛盾する。削除するべき。

提出内容

・理由：従来より、政府、経済産業省は、原発の新增設・リプレイスは想定していないと繰り返し答弁してきた。また、エネルギー基本計画において繰り返し原発依存度を低減すると明記してきた。原子炉等規制法は原発の寿命を40年、最長60年に制限している。こうした所与の条件から原発が将来的になくなることは明らかなことだ。「必要な規模を持続的に活用していく」という記述はこうした条件に明確に反しているため、削除すべき。

・該当箇所：759行目から761行目

・意見内容：「安全性・経済性・機動性の更なる向上への取組が始まっている」とは、単に取り組みであって、実用化されたものは存在しない。取り組みレベルのものを記述する必要はない。削除すべき。

・該当箇所：857行目から863行目

・意見内容：省エネ先進国という過去の幻想にいつまでもとらわれるべきではない。

・理由：日本の製造業のエネルギー消費効率は1985年頃から停滞しており、1990年比でむしろ悪化している業種が多い。住宅の省エネ性能は省エネ先進国から大きく遅れを取っている。省エネルギー技術水準が高いという幻想にいつまでもとらわれるべきではない。むしろトップランナーであることを維持していくためになにが必要かを考えるべきだ。技術開発も重要だが、それ以前にできることはたくさんある。たとえば、業種ごとの省エネ優良事業所並への改善をバックアップする仕組みを設けるべきだ。また、大規模な設備投資をせずとも、たとえば、配管の保温材の劣化対策などでも大きな省エネが期待できる。

・該当箇所：915行目から920行目

・意見内容：省エネ性能目標はHEAT20-G2水準にするべき。また優良な公営住宅を供給するべき

・理由：2050年にZEH、ZEBを50%以上という目標については、HEAT20-G2水準を目標に据えるべき。また新改築の建物への太陽光パネル設置の義務化も導入するべき。これに伴い、新改築にむけた支援策の拡充、優良な公営住宅（断熱改修や太陽光等の設置）の供給も必要である。

・該当箇所：940行目から949行目

・意見内容：電動車の定義を示すべき

・理由：ここで示された目標にある電動車の定義を明確化するべき。ハイブリッド車を含むのであれば、世界の潮流に大きく遅れを取ることになる。むしろこうした規制はイノベーションを生み出す上で良い起爆剤となりうる。

・該当箇所：1095行目から1099行目

・意見内容：原発依存度低減方針を明記するべき

・理由：「現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置づけ」において、他の電源では今後の増減が明記されているが、原子力は、757~759にかけて原発依存度を低減させる旨が記述されているものの、ここでは記載されていない。同趣旨の内容をここでも明記するべき。

提出内容

- ・ 該当箇所：「(a) 再エネ大量導入に向けた系統制約への対応」1745行目以降
- ・ 意見内容：原発の送電容量を開放すべき
- ・ 理由：稼働していない原発が送電線容量を確保する状況がすでに10年以上続いている。送電網は以前規制が続く国民の財産であり、利用せずとも維持費は発生し、不要なコストが発生している。長期的に停止している電源の送電容量は開放して、他電源に明け渡す仕組みが必要だ。

- ・ 該当箇所：2108行目から2112行目
- ・ 意見内容：国民の脱原発志向は不安感、不信感・反発という感情的な問題ではない
- ・ 理由：国民の脱原発志向は、不安感、不信感・反発という感情的な問題ではないことを理解すべき。現実として福島第一原発事故が発生し、その後も原子力においては例えば関西電力の汚職事件、度重なる東京電力の不祥事など、複数の事案が発生している。原子力政策が何を誤ってきたのか、根本的な反省がないため、国民の感情的反発であると理解しようとしているのではないのか。

- ・ 該当箇所：2122行目から2126行目
- ・ 意見内容：日本の規制基準が世界で最も厳しい水準であるというのは何をもって評価したのか。明確な基準なく、単に恣意的に対象を抽出して評価しているのであれば、無意味な表現であり、削除すべき。

- ・ 該当箇所：2169行目から2175行目
- ・ 意見内容：原子力事業者に肩入れするべきではない。
- ・ 理由：なぜ国が原子力事業者の営利行為である原発の再稼働について、これほどまでに支援する必要があるのか。あまたある電源の中で原発を再稼働させたいのは原子力事業者であり、再稼働させて利益を得るのもまた原子力事業者である。また原子力規制委員会の規制においても結局コストを払っているのは納税者である国民で、規制によって利益を得ているのは原子力事業者である。自由競争環境となった電力市場において、国の支援がここまで偏るのは、非常に不公平である。

- ・ 該当箇所：2191行目から2195行目
- ・ 意見内容：海外への放射性廃棄物輸出は、単に国内法の問題ではない。国際条約等を踏まえ、環境・社会への影響を慎重に評価すべき
- ・ 理由：海外への放射性廃棄物輸出については、放射性廃棄物条約1992年リオ宣言、アジェンダ21、国際人権宣言、先住民族の権利に関する国際連合宣言など、輸出規制の見直しにとどまらない多くの問題を抱えている。リサイクル名目で最終処分を目的とする海外輸出があってはならない。

- ・ 該当箇所：2195行目から2198行目
- ・ 意見内容：クリアランス物の安易な再利用に反対する
- ・ 理由：クリアランス物は低レベルとはいえ放射性物質を含有している。リサイクルの名のもとに放射性物質の拡散を容認することはあってはならない。

提出内容

- ・ 該当箇所：2209行目から2210行目
 - ・ 意見内容：原子力事業者に肩入れするべきではない。
 - ・ 理由：なぜ国が原子力事業者の営利行為である原発の再稼働について、これほどまでに支援する必要があるのか。あまたある電源の中で原発を再稼働させたいのは原子力事業者であり、再稼働させて利益を得るのもまた原子力事業者である。また原子力規制委員会の規制においても結局コストを払っているのは納税者である国民で、規制によって利益を得ているのは原子力事業者である。自由競争環境となった電力市場において、国の支援がここまで偏るのは、非常に不公平である。原子力防災体制の構築拡充にかかるコストを国が支払う必要があるのか。当該地点に立地した原子力事業者が責任をもって避難経路等の確保を行い、費用も負担させるべきではないのか。
-
- ・ 該当箇所：2239行目から2243行目
 - ・ 意見内容：将来世代への負担とはなにか。排出者責任原則に基づき明記するべき。
 - ・ 理由：将来世代に負担を先送りしないようとするが、負担とは一体何か？ 廃棄物を発生させたのは原子力事業者であり、その責任を国民全体に分散させるような議論は極めて不当である。
-
- ・ 該当箇所：2231行目から2234行目
 - ・ 意見内容：直接処分の技術開発を明記するべき
 - ・ 理由：将来の幅広い選択肢を確保するためなのであれば、使用済み燃料の直接処分に関してこそ技術開発するべきだ。放射性廃棄物の減容化・有害度低減などの技術開発については、時間軸とコストをまず考えるべきだ。